

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程 (平成9年宮城県告示第1275号)

(趣旨)

第1条 この規程は、財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第95条第1項及び第104条第1項の規定に基づき、県が執行する物品の調達等(物品の取得又は役務の提供を受けることをいう。)に係る競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)及びその申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者(契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。以下同じ。)及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 第9条第2項の規定による参加資格の登録の取消しを受け、同条第4項に規定する期間(以下「入札参加資格喪失期間」という。)を経過していない者
- (4) 都道府県税を完納していない者
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していない者

(申請)

第3条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業概要票
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないことの証明書
- (3) 前条第2号に該当する者でないことの誓約書
- (4) 都道府県税の納税証明書
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) その営業に関し許可、認可等を必要とする営業においては、これらを受けていることを証明する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次条第4項に規定する登録を行う日の属する月の前々月の末日までに行うものとする。

3 第9条第2項の規定により参加資格の登録を取り消された者で、入札参加資格喪失期間が満了する日の翌日以後の競争入札に参加するために参加資格の登録を受けようとするものは、当該入札参加資格喪失期間内であっても、第1項の規定による申請を行うことができる。

(参加業者の審査等)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。

2 知事は、前項の審査の結果適格と認めるときは、物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿

に登録するとともに、その旨を記載した書面を当該申請者に交付するものとする。

3 知事は、第1項の審査の結果不適合と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録は、原則として1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日付けで行うものとする。

(参加資格の有効期間)

第5条 前条第2項の規定により書面の交付を受けた者（以下「登録業者」という。）は、知事が指定する3年間（以下「有効期間」という。）について参加資格を有するものとする。

(変更届)

第6条 登録業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その事実を証する書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者又は代表者から委任を受けた者
- (4) 電話番号
- (5) その他営業内容に関する重要な事項

(廃業等の届出)

第7条 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、次条第1項の規定により当該登録業者の地位が承継された場合を除き、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- (1) 第2条1号の規定に該当するに至ったとき 成年後見人等
- (2) 死亡したとき その相続人
- (3) 合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
- (4) 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- (5) 合併又は破産手続開始の決定以外の原因により解散したとき その清算人
- (6) 参加資格の承認を受けた業務の営業を廃止したとき 登録業者であった法人を代表する役員
- (7) 一年以上営業を休止しようとするとき 登録業者
- (8) その営業に関し必要な許可、認可等の効力がなくなったとき 登録業者

(承継)

第8条 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に掲げる者で第2条各号のいずれにも該当しないものは、知事の承認を受けて、当該登録業者の参加資格を承継することができる。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人を設立した場合 その法人
- (3) 分割により既に登録されている主たる事業を承継した場合 承継した法人
- (4) 合併した場合 合併後の法人

2 前項の規定により承継をしようとする者は、その原因を証する書面を添えて、知事に申請しなければならない。

3 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。
この場合において、同条第2項中「前項の審査」とあるのは、「審査」と、同条第3項中「第1項の審査」とあるのは「審査」と読み替えるものとする。

4 参加資格の承継の承認を受けた者は、当該承継に係る登録業者の有効期間の残存期間について参加資格を有する。

(参加資格の取消し)

第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格の登録を取り消すものとする。

(1) 第7条の規定による届出がない場合（前条第1項の規定により登録業者の地位が承継された場合を除く。）において、第7条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録業者となったことが判明したとき。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなったとき（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）。

2 知事は、登録業者が地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、参加資格の登録を取り消すことができる。

3 知事は、前2項の規定により参加資格の登録を取り消したときは、参加資格の登録を取り消された者にその旨を通知するものとする。

4 第2項の規定により参加資格の登録を取り消された者は、前項の通知があった日から3年を超えない範囲で知事が別に定める期間、参加資格を失う。

(参加資格の特例)

第10条 第2条から第5条までの規定にかかわらず、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）に規定する登録業者は、道路、河川その他公共土木施設に係る維持管理業務に限り、参加資格を有する者とみなす。

(雑則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成9年11月1日から施行する。

(物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の廃止)

2 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年宮城県告示第419号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現にこの規程による廃止前の物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第4条第2項の規定により競争入札の参加資格を有する者の入札に係る参加資格については、平成8年度に物品調達等に係る競争入札参加資格承認書の交付を受けた者については平成10年9月30日まで、平成9年度に物品調達等に係る競争入札参加資格承認書の交付を受けた者については平成11年9月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成12年告示第556号）

この告示は、平成12年5月2日から施行する。

附 則（平成13年告示第637号）

この告示は、平成13年6月5日から施行する。

附 則（平成17年告示第450号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第1289号）

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第1017号）

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第876号）

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第508号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。